

「病後児保育」事業のお知らせ

東白川村では、子育てと就労の両立を支援し、子どもの健全な育成のため、病気回復期にある児童を預かる「病後児保育」を行っています。

保護者が就労している場合等において、病気回復期のお子さんの、看護が必要だが、仕事を休むことができない場合などにご利用いただくものです。

■病気回復期って？

かぜ、感染症、骨折、やけど等の疾患にかかっているが安定した状態にあり、安静にしていれば回復に向かうと医師が診断した場合で、集団保育が困難な期間をいいます。

■対象児童

東白川村に住所がある1歳6か月から小学校3年生までの児童

■実施場所

東白川村母子健康センター内(東白川村保健福祉センター2階)

■実施形態

専用の部屋で保育士が子どもさんの世話を致します。
必要に応じ、看護師が様子を見回ります。

■開設日と開設時間

・月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:00~18:00

■定員 **3人** ■利用料金 **1日 2,000円**



※昼食は、お弁当をお持ちください。

※生活保護法による被保護世帯並びに、多子世帯(3人以上の児童を現に扶養する世帯)については、利用料は免除となります。利用登録時に確認いたします。

■ご利用の方法

① まずは登録してください

利用登録申請書を提出し、登録内容が確認できましたら、決定通知をお届けします。

② 実際の利用にあたっては？

利用申請書を提出します。(実際には、利用できるかどうか電話でご確認ください。)

【申請書提出及びお問合せ】

東白川村役場 村民福祉課 子育て支援係まで

電話: 0574-78-3111 (内線130)

■利用登録

東白川村病児・病後児保育利用登録申請書(様式第1号)を提出していただき、万が一の利用に対して登録を済ませてください。年度毎に提出が必要です。

(様式はホームページ、役場窓口にあり)

※申請書は、随時受付しますので、直ぐの提出でなくても構いません。

登録がお済でないお子さんは、利用がいただけないことにもなりますので、病後児保育事業をご利用前に必ずご提出してください。

■利用決定通知

登録できた子どもさんの保護者の方へ、東白川村病児・病後児保育事業利用登録決定通知書(様式第2号)をお届けします。

■利用申込み (※利用登録後にご利用いただけます。)

事前(できるだけ利用の前日までに)に子育て支援係へ利用申込みの電話連絡をお願いいたします。

■利用時の持ち物

①東白川村病児・病後児保育事業利用申請書(様式第3号)を持参してください。

一緒に、医師連絡票(東白川村病児・病後児保育事業にかかる診療情報提供書)を提出してください。

※申請書・医師連絡票の用紙は、村のホームページ(申請書ダウンロード(様式集)→▼子育て支援係)に必要な様式を準備しております。

また、子育て支援室(みつば保育園内)又は、役場1階子育て支援係にもありますのでご連絡ください。

②着替え(必要に応じて)

③オムツ・おしりふき

④よだれかけ(低年齢児のみ)

⑤お弁当・おやつ・お茶などの飲み物

(症状にあった本人が食べられそうなもの)

⑥好きなおもちゃ・本・DVD/お気に入りのもの

(タオルやぬいぐるみ等)

